

大分大学経済学部予算委員会規程

令和3年4月14日制定 全部改正  
令和3年経済学部規程第3号

大分大学経済学部予算委員会規程（平成17年経済学部規程第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 大分大学経済学部に、予算に関する事項について企画、連絡及び調整を行い、並びに審議することにより関係事務を円滑に遂行するため、大分大学経済学部予算委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
  - (2) 学部長
  - (3) 教務委員長
  - (4) 入試委員長
  - (5) 学生生活委員長
  - (6) 大学院委員長
  - (7) メジャーの教員 各1人
  - (8) 学術情報拠点運営会議の委員
  - (9) 経済学部事務部事務長
  - (10) その他委員長が必要と認める者
- 2 委員長、第7号及び第10号の委員は、教授会の選考に基づき、学部長が指名する。

（任期）

第3条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。  
2 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。  
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（議事の特例）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。  
2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。  
3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

（代理出席）

第7条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月14日から施行する。

附 則 (令和6年経済学部規程第5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。